第十六条第一項の表市町村の項第一号中「0.9」を「0.7」に、「28.0」を「27.5」に、「8.0」を「7.9」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　学級数急減補正	小学校費	学級数	算式 $\frac{(B-A)\times0.9+(C-B)\times0.6+(D-C)\times0.3}{A}$ （B－A）、（C－B）又は（D－C）が負数となるときは、それぞれ0とし、AがB、C又はDのいずれよりも小さくない場合にあつては、（B－A）、（C－B）及び（D－C）は0とする。 算式の符号 A　当該市町村のその年の5月1日現在における小学校の学級数又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の学級数（当該年度の5月1日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第2項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準によつて算定した学級数。以下この号において「学級数」という。） B　当該市町村の前年の5月1日現在における学級数 C　当該市町村の2年前の5月1日現在における学級数 D　当該市町村の3年前の5月1日現在における学級数	
	中学校費			
	学級数			

第十六条第一項の表市町村の項第四号中「0.9」を「0.7」に、同項第五号中「0.1」を「0.9」に、「1.564」を「1.264」に、「4.26」を「2.02」に、「1.196」を「1.243」に、「0.24」を「0.16」に、「B林業」を「A農業、林業のうち林業」に、「C漁業」を「B漁業」に、「平成12年」を「平成17年」に改め、「（東京都三宅村にあつては改正前の省令附則第21条第11項に定める就業者数。）」を加える。

第十七条第三項の表を次のように改める。

区分	算定方法
都道府県	1　当該都道府県に係る当該年度前三年度内の各年度の基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）から地方譲与税に係る額（平成二十一年度に係る額以下この表において同じ。）、地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額、自動車重量譲与税に係る額、航空機燃料譲与税に係る額、特別交付金に係る額（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方交付税法（平成二十二年法律第百十八号）第十五条第二項に規定する特別交付金をいう。）、児童手当及び子ども手当特例交付金に係る額（平成二十二年度に限る。）（地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額、航空機燃料譲与税に係る額、特別交付金に係る額、児童手当及び子ども手当特例交付金に係る額を除く。）から地方道路譲与税に係る額（平成二十一年度に限る。）（地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額、航空機燃料譲与税に係る額、特別交付金に係る額、児童手当及び子ども手当特例交付金に係る額を除く。）を控除した額を千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額（その額が千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）に〇・二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて